

一関地区広域行政組合議会事務局条例

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

(任免)

第3条 事務局の職員は、議長が任免する。

(職務)

第4条 事務局長は議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(係の設置)

第5条 事務局の事務を分掌させるため、次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 議事係
- (3) 調査係

(準用)

第6条 事務局の職員の任免、分限、給与、服務等に関しては、法令その他に定めるもののほか、一関地区広域行政組合事務局の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年6月6日から施行する。